

添付書類

添付書類の構成

- (1) 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書

添付

- I 放射線による被ばくの防止に関する説明書……………該当なし
- II 主要な廃棄物管理施設の耐震性に関する説明書……………該当なし
- III 主要な容器及び管の耐圧強度に関する説明書……………該当なし
- IV その他の添付書類……………該当なし
- (2) 特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準への適合に関する説明書
- (3) 廃棄物管理事業変更許可申請書との対応

(1) 特定第一種廃棄物埋設施設
又は特定廃棄物管理施設の
設計及び工事の方法の
技術基準への適合に関する
説明書

特定廃棄物管理施設のうち、本申請に係る施設における「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」との適合性について以下に示す。

技術基準の条項	評価の必要性の有無		適合性
	有・無	項・号	
第三条 火災等による損傷の防止	有	3項	別添-1
第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	無	—	別添-2
第四条の二 地震による損傷の防止	有	1項	別添-3
第四条の三 津波による損傷の防止	無	—	別添-4
第四条の四 外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	別添-5
第四条の五 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	別添-6
第四条の六 核燃料物質の臨界防止	無	—	別添-7
第五条 材料及び構造	無	—	別添-8
第六条 閉じ込めの機能	無	—	別添-9
第七条 遮蔽	無	—	別添-10
第八条 換気	無	—	別添-11
第九条 放射性廃棄物による汚染の防止	無	—	別添-12
第十条 受入施設又は管理施設	無	—	別添-13
第十一条 処理施設及び廃棄施設	無	—	別添-14
第十二条 安全機能を有する施設	有	2項	別添-15
第十三条 搬送設備	無	—	別添-16
第十四条 計測制御系統施設	無	—	別添-17
第十五条 放射線管理施設	無	—	別添-18
第十六条 予備電源	有	1項	別添-19
第十七条 通信連絡設備等	無	—	別添-20

(火災等による損傷の防止)

第三条

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設が火災又は爆発の影響を受けることにより特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。
- 2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。
- 3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。
- 4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造としなければならない。
- 5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請は、消火設備及び警報設備の設置を追加・変更するものではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置等は、消火設備及び警報設備ではないため、適用を受けない。
- 3 本申請に係る無停電電源装置等は、鋼材及び鋼板を使用し、ケーブルは難燃性ケーブルを使用することから、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する設計としていることに変更はない。
- 4 本申請に係る無停電電源装置等は、水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないため、適用を受けない。
- 5 本申請に係る無停電電源装置等は、水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備をその内部に設置するセル及び室ではないため、適用を受けない。

(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤)

第四条

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請は、建物・構築物が十分に支持することができる地盤に施設されていることを変更するものではないため、適用を受けない。

(地震による損傷の防止)

第四条の二

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。
- 2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。
- 3 安全上重要な施設が前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置等は、既設と同様に耐震重要度に応じてCクラスとし、重要度に応じた耐震性を有する設計としていることに変更はない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置等は、安全上重要な施設ではないため、適用を受けない。
- 3 本申請に係る無停電電源装置等は、安全上重要な施設ではないため、適用を受けない。

(津波による損傷の防止)

第四条の三

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設がその供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請は、基準津波に係る防護措置を追加・変更するものではないため適用を受けない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第四条の四

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請は、自然現象（地震及び津波を除く。）に係る防護措置を追加・変更するものではないため、適用を受けない。
- 2 本申請は、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に係る防護措置を追加・変更するものではないため、適用を受けない。

(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

第四条の五

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下「事業所」という。）には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請は、不法な侵入等の防止に係る措置を追加・変更するものではないため、適用を受けない。

(核燃料物質の臨界防止)

第四条の六

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請は、核燃料物質を取り扱う設備を追加・変更するものではないため、適用を受けない。

(材料及び構造)

第五条

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。
- 2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置等は、「容器等」ではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置等は、特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものではないため、適用を受けない。

(閉じ込めの機能)

第六条

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。
 - 一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。
 - 二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。
 - 三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
 - 四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。
 - イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。
 - ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。
 - ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

[適合の説明]

- 1
 - 一 本申請に係る無停電電源装置等は、流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管ではないため、適用を受けない。
 - 二 本申請に係る無停電電源装置等は、密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードではないため、適用を受けない。
 - 三 本申請に係る無停電電源装置等は、放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室ではないため、適用を受けない。
 - 四 本申請に係る無停電電源装置等は、液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設ではないため、適用を受けない。

(遮蔽)

第七条

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。
- 2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設しなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請は、特定廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回る設計としていることを変更するものではないため、適用を受けない。
- 2 本申請は、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設していることを変更するものではないため、適用を受けない。

(換気)

第八条

- 1 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。
 - 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
 - 二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
 - 三 ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
 - 四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように施設すること。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置等は、換気設備ではないため、適用を受けない。

(放射性廃棄物による汚染の防止)

第九条

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置等は、放射性廃棄物により汚染されるおそれがある室に設置するものではないため、適用を受けない。

(受入施設又は管理施設)

第十条

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように施設しなければならない。
- 2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。
 - 一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。
 - 二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。
 - 三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずること。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置等は、特定第一種廃棄物埋設施設ではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置等は、放射性廃棄物を管理する施設ではないため、適用を受けない。

(処理施設及び廃棄施設)

第十一条

- 1 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。
 - 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
 - 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
 - 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
 - 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
 - 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するように施設しなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置等は、放射性廃棄物を廃棄する設備ではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置等は、放射性廃棄物を処理する設備ではないため、適用を受けない。

(安全機能を有する施設)

第十二条

- 1 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。
- 2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。
- 3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置等は、他の原子力施設と共用するものではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置等は、既設と同様に検査又は試験及び保守又は修理が可能となる系統構成としており、施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設する設計としていないことに変更はない。
- 3 本申請に係る無停電電源装置等は、安全上重要な施設又は当該施設が属する系統ではないため、適用を受けない。

(搬送設備)

第十三条

- 1 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。
 - 一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。
 - 二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置等は、放射性廃棄物を搬送する設備ではないため、適用を受けない。

(計測制御系統施設)

第十四条

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。
- 2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請は、特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設するものではないため、適用を受けない。
- 2 本申請は、特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設するものではないため、適用を受けない。

(放射線管理施設)

第十五条

- 1 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。
 - 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率
 - 二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
 - 三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
 - 四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度
 - 五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量
- 2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置等は、放射線管理施設ではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置等は、放射線管理施設ではないため、適用を受けない。

(予備電源)

第十六条

- 1 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置等は、既設と同様に外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に、監視設備その他必要な設備に使用する予備電源を施設する設計としていることに変更はない。

(通信連絡設備等)

第十七条

- 1 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならない。
- 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。
- 3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。

[適合の説明]

- 1 本申請に係る無停電電源装置等は、警報装置及び通信連絡設備ではないため、適用を受けない。
- 2 本申請に係る無停電電源装置等は、通信連絡設備ではないため、適用を受けない。
- 3 本申請に係る無停電電源装置等は、事業所内の人の退避のための設備ではないため、適用を受けない。

(2) 特定廃棄物管理施設に係る
廃棄物管理事業者の設計
及び工事に係る品質管理の
方法及びその検査のための
組織の技術基準への適合に
関する説明書

目次

	ページ
1. 全社品質保証計画書の技術上の基準への適合の説明	1
2. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画	27

1. 全社品質保証計画書の技術上の基準への適合の説明

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39)</p>
	<p>注記：本計画書の斜体下線付きの文字は、「原子力安全」以外の固有の要求事項を識別したものである。</p> <p>1. 目的 本計画書は、原子燃料サイクルの確立という社会的使命を銘記し、施設の安全確保の徹底を図るとともに社会の信頼および顧客の満足を得るよう、研究および開発、設計および工事ならびに運転・保守および輸送の各段階において適切な品質保証活動を実施するために安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を、社長をトップとして規定するものである。 また、本計画書は、「濃縮・埋設事業所加工施設保安規定」、「濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定」、「再処理事業所廃棄物管理施設保安規定」および「再処理事業所再処理施設保安規定」にて、「全社品質保証計画書」として文書化するとした図書である。</p>

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法
及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

第一章 総則
(適用範囲)

第一条 この規則は、特定廃棄物管理施設について適用する。

全社品質保証計画書 (改正39)

2. 適用範囲、適用規格および規則

2.1 適用範囲

本計画書は、図2.1「品質マネジメントシステム体制図」に示す組織（以下「室、各本部・事業部」という。）における原子力安全および製品品質に係る品質保証活動に適用する。

なお、本計画書のうち、下表に示す施設およびプロセスは、「品質マネジメントシステムムー要求事項 (JIS Q9001:2008) (ISO9001:2008) の適用範囲から除外する。

本部・事業部名	項目	施設およびプロセス：除外理由
濃縮事業部 ・加工施設 (濃縮)	7.5.2業務に関するプロセスの妥当性確認および製造・サービス提供に関するプロセスの妥当性確認	濃縮六フッ化ウラン実現：製品の監視および測定にて製品要求事項を満たしているか検証可能である
	7.5.5調達製品の保存および製品の保存	原料六フッ化ウラン輸送役務実現：濃縮事業部が実施する検証不可能な事項はない
	7.6監視機器および測定機器の管理	原料六フッ化ウラン輸送役務実現：濃縮事業部が納入する物品はない
	7.3設計・開発	原料六フッ化ウラン輸送役務実現：濃縮事業部が製品の監視測定で使用する機器はない
再処理事業部 および技術本部 ・廃棄物管理施設	7.3設計・開発	将来の埋設施設に係る技術開発：製品が特定される前の技術開発である
再処理事業部 および技術本部 ・廃棄物管理施設	7.3設計・開発	返還廃棄物の受入れ・貯蔵の役務、契約に基づき提出する報告書等：当該施設の保守・改良工事が、16.3インフラストラクチャーの要求事項に対応するものであり、製品の設計に当たらない
	7.5.2業務に関するプロセスの妥当性確認および製造・サービス提供に関するプロセスの妥当性確認	廃棄物管理施設：ガラス固化体の貯蔵状態を監視および測定により、その妥当性を確認することともに、貯蔵した後の搬出時においても健全性を検証することが可能である
再処理事業部 および技術本部 ・再処理施設	7.3設計・開発	回収物質および廃棄物質、再処理役務、契約に基づき提出する報告書等：当該施設の保守・改良工事が、16.3インフラストラクチャーの要求事項に対応するものであり、製品の設計に当たらない

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p>	<p>全社品質保証計画書（改正39）</p> <p>2.2 適用規格および規則 2.2.1 適用される規格 (1)「品質マネジメントシステム要求事項 (JIS Q9001:2008 (ISO9001:2008))」(以下「JIS Q9001」という。) (2)「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。) 2.2.2 適用される各施設の設工認品質基準規則 (1)「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」 (2)「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」 (3)「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」</p>
<p>(定義) 第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 「品質管理監督システム」とは、廃棄物管理事業者が品質に関して保安活動を実施するための部門（以下「部門」という。）の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するため活動を行う仕組みを含む。）をいう。 二 「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。 三 「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。 四 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。 五 「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Q9000のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報をいう。 六 「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。 七 「妥当性確認」とは、特定廃棄物管理施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。</p>	<p>3. 用語の定義、関連文書 3.1 用語の定義 本計画書における用語の定義は、JEAC4111および「品質マネジメントシステム—基本及び用語 (JIS Q 9000:2006)」(以下「JIS Q 9000」という。)に従うものとする。 ただし、JEAC4111およびJIS Q 9000の双方で定義されている用語および本計画書で用いる用語については以下のとおりとする。 ・「トップマネジメント」はJEAC4111の定義に従うものとする。 ・「調達 (JEAC4111)」と「購買 (JIS Q 9000)」は同義であり、本計画書では「調達」を用いる。 ・JEAC4111の「試験」はJIS Q 9000で定義される「試験」に加え、適合性評価を行う場合も含んでおり、ここではJEAC4111の定義に従うものとする。 ・「社員」は、本計画書を適用する室、各本部・事業部員を指す。 ・「各職位」は、監査室長、安全・品質本部長、濃縮事業部長、埋設事業部長、再処理事業部長、技術本部長および燃料製造事業部長以下の課長、GLまでの職位を示す。 ・「保安」は、炉規制法第22条、第50条、第51条の18の認可を受けた保安規定、炉規制法第16条の2、第45条および第51条の7の認可のための申請書、炉規制法第52条の許可を受けた核燃料物質の管理を定めた文書に基づく活動を指す。 ・「規制当局」は、原子力規制委員会を指す。 ・「製品」および「顧客」の定義については、以下の表3.1に示す。</p>

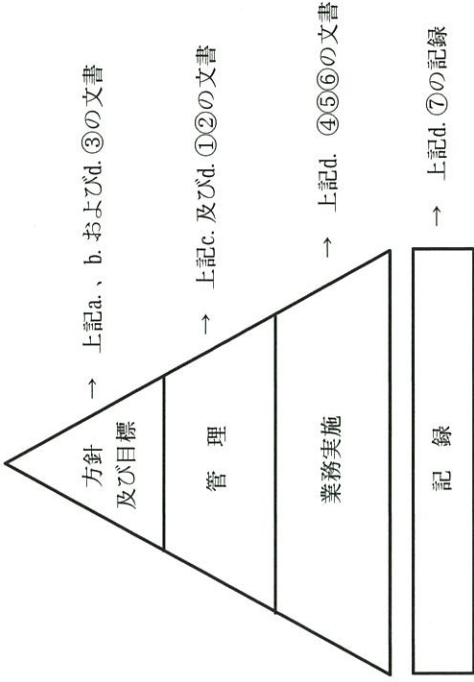
特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法
及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

全社品質保証計画書 (改正39)															
表3.1 各施設別の「製品」および「顧客」の定義															
適用規格	JIS Q9001														
施設	<table border="1"> <tr> <td>加工施設 (濃縮)</td> <td>加工施設 (MOX 燃料)</td> <td>廃棄物管理施設</td> <td>再処理施設</td> <td>廃棄物管理施設</td> <td>(技術本部輸送管理部) ※</td> <td>JEAC4111</td> </tr> <tr> <td>・加工施設 (濃縮)</td> <td>・加工施設 (MOX 燃料)</td> <td>・使用施設 (濃縮)</td> <td>・廃棄物管理施設</td> <td>・再処理施設</td> <td>・廃棄物管理施設</td> <td>原子力安全規制、原子力安全規制に関する法令規制等</td> </tr> </table>	加工施設 (濃縮)	加工施設 (MOX 燃料)	廃棄物管理施設	再処理施設	廃棄物管理施設	(技術本部輸送管理部) ※	JEAC4111	・加工施設 (濃縮)	・加工施設 (MOX 燃料)	・使用施設 (濃縮)	・廃棄物管理施設	・再処理施設	・廃棄物管理施設	原子力安全規制、原子力安全規制に関する法令規制等
加工施設 (濃縮)	加工施設 (MOX 燃料)	廃棄物管理施設	再処理施設	廃棄物管理施設	(技術本部輸送管理部) ※	JEAC4111									
・加工施設 (濃縮)	・加工施設 (MOX 燃料)	・使用施設 (濃縮)	・廃棄物管理施設	・再処理施設	・廃棄物管理施設	原子力安全規制、原子力安全規制に関する法令規制等									
顧客	電気事業者														
製品	<p>顧客と締結している契約書および付随する覚書に関する役割</p> <p>※施設を有さない部門のため、括弧書きとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「プロセス責任者」とは、職務権限を示す文書において責任および権限を付与とされている者ならびにプロセスを規定した手順書の制定および改廃の権限を持つ者をいう。 ・「職務権限を示す文書において責任および権限を付与とされている者」とは、4.2.3項の全社品質保証計画書運用要則 (責任および権限)・保安規定 (職務) で責任および権限を付与された者をいう。 ・「プロセスを規定した手順書の制定および改廃の権限を持つ者」とは、4.2.3項の全社品質保証計画書運用要則・保安規定において、「本計画書が要求する文書化された手順」および「組織内のプロセスの効率的な計画、運用および管理を確実にするために、組織が必要と判断した文書」の制定および改廃の権限を持つ者をいう。 ・「施設」とは、核燃料加工施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物管理施設等を構成する構築物、系統および機器等の総称をいう。 ・「業務」とは、計画されたプロセスに基づく行為または活動をいう。 ・「室、各本部・事業部長」とは、監査室長、安全・品質本部長、濃縮事業部長、埋設事業部長、再処理事業部長、技術本部長および燃料製造事業部長をいう。 														

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p>	<p>全社品質保証計画書（改正39）</p>
	<p>3.2 関連文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「炉規制法」という。） ・「放射性同位元素等の規制に関する法律」 ・その他、必要な関連法令 ・「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEA4111-2009）の適用指針-原子力発電所の運転段階 - JEA4121-2009 [2011年追補版]（根本原因分析に関わる内容の充実）」 ・「品質マネジメントシステム-基本及び用語（JIS Q 9000:2006）（ISO9000:2005）」 ・その他、必要な適用規格 ・「濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定」 ・「濃縮・埋設事業所 廃棄物処理施設保安規定」 ・「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定」 ・「再処理事業所 再処理施設保安規定」 ・「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」 ・「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター隣接市町村住民の安全確保等に関する協定書」 ・「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」 ・「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての隣接市町村住民の周辺地域の安全確保等に関する協定書」 ・「六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」 ・「六ヶ所ウラン濃縮工場隣接市町村住民の安全確保等に関する協定書」 ・「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」 ・「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター隣接市町村住民の安全確保等に関する協定書」 ・「日本原燃株式会社の公害防止に関する協定書」 ・顧客と締結している契約書および付随する覚書 ・社内規定類

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法 及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p>	<p>全社品質保証計画書（改正39）</p>
<p>第二章 品質管理監督システム （品質管理監督システムに係る要求事項） 第三条 廃棄物管理事業者は、この規則の規定に従って、品質管理監督システムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。 2 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 品質管理監督システムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。 二 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。 三 プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な判定基準及び方法を明確にすること。 四 プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。 五 プロセスを監視測定し、及び分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。 六 プロセスについて、第一号の結果を得るため、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。 七 品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質管理監督システムと整合的なものとすること。</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 （1）各職位は、本計画書に従って、2.2項の適用規格および規則の要求事項を満たす品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 （2）各職位は、次の事項を実施する。 a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図4.1に示す。 b. これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。 c. これらのプロセスの運用および監視の支援をするために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。 d. これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。 e. これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。 f. これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。 g. 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p>
<p>3 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進すること。 4 廃棄物管理事業者は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。 5 廃棄物管理事業者は、個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。 6 廃棄物管理事業者は、前項の管理を、品質管理監督システムの中で識別することができるように規定しなければならない。 7 廃棄物管理事業者は、保安のための重要度に応じた、資源の適切な配分を行わなければならない。</p>	<p>（3）各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。 a. プロセスおよび各施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度 b. プロセスおよび各施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度 c. 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d. 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 e. 運転開始後の各施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度 （4）各職位は、これらのプロセスを、本計画書に従って運営管理する。 （5）各職位は、原子力安全の達成および要求事項に対する製品の適合性に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、7.4項の調達のプロセスに基づいて管理する。</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法 及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39)</p>																																													
<p>(品質管理監督システムの文書化) 第四条 廃棄物管理事業者は、前条第一項の規定により品質管理監督システムを確立するとき は、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならぬ。 一 品質方針表明書及び品質目標表明書 二 品質管理監督システムを規定する文書（以下「品質管理監督システム基準書」という。） 三 プロセスについての実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必 要な文書 四 この規則に規定する手順書及び記録</p>	<p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これら の文書の構成概念図を図4.2.1に示す。なお、記録は適正に作成する。 a. 文書化した、品質方針および品質目標の表明 （「安全文化醸成活動に係る規程」を含む） b. 全社品質保証計画書（本計画書） c. 本計画書が要求する“文書化された手順”および記録</p> <table border="1" data-bbox="507 241 746 1014"> <thead> <tr> <th>文書化された手順</th> <th>本計画書 関連条項</th> <th>対象となる文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書管理に関するもの</td> <td>4.2.4</td> <td>4.2.3項の「全社品質保 証計画書運用要則」に定 められる、室、各本部・ 事業部の要領、細則等</td> </tr> <tr> <td>記録の管理に関するもの</td> <td>4.2.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不適合管理に関するもの</td> <td>8.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>是正処置に関するもの</td> <td>8.5.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予防処置に関するもの</td> <td>8.5.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内部監査に関するもの</td> <td>8.2.2</td> <td>監査室 内部監査要則</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織 が必要と判断した記録を含む文書 ①以下の文書 「全社共通の運用要領を定めたマネジメント文書」であり、d.④もしくは⑤とし て「業務実施に係る文書」が別に定められるもの</p> <table border="1" data-bbox="922 230 1281 1014"> <thead> <tr> <th>文書化された手順</th> <th>本計画書 関連条項</th> <th>対象となる文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質方針に関するもの</td> <td>5.3</td> <td>トップマネジメントに係 る品質マネジメントシス テム運用要則</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビューに関するもの</td> <td>5.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品質目標に関するもの</td> <td>5.4.1</td> <td>品質目標策定要則</td> </tr> <tr> <td>第三者監査の実施に関するもの</td> <td>8.2.1</td> <td>第三者監査運営要則</td> </tr> <tr> <td>不適合の公開基準に関するもの</td> <td>8.3</td> <td>ニューシアおよびニッ スのトラブル情報の掲 載管理要則</td> </tr> <tr> <td>根本原因分析に関するもの</td> <td>8.5.2</td> <td>根本原因分析実施要則</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.5.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②室、各本部・事業部にて「管理に係る文書」として別に定めるもの ③室、各本部・事業部の「全社品質保証計画書運用要則」 ④室、各本部・事業部の業務実施に係る具体的な要領を示す文書 ⑤室、各本部・事業部の作成文書 ⑥外部文書 ⑦上記c.およびd.①②③④⑤⑥の文書にて規定された記録</p>	文書化された手順	本計画書 関連条項	対象となる文書	文書管理に関するもの	4.2.4	4.2.3項の「全社品質保 証計画書運用要則」に定 められる、室、各本部・ 事業部の要領、細則等	記録の管理に関するもの	4.2.5		不適合管理に関するもの	8.3		是正処置に関するもの	8.5.2		予防処置に関するもの	8.5.3		内部監査に関するもの	8.2.2	監査室 内部監査要則	文書化された手順	本計画書 関連条項	対象となる文書	品質方針に関するもの	5.3	トップマネジメントに係 る品質マネジメントシス テム運用要則	マネジメントレビューに関するもの	5.6		品質目標に関するもの	5.4.1	品質目標策定要則	第三者監査の実施に関するもの	8.2.1	第三者監査運営要則	不適合の公開基準に関するもの	8.3	ニューシアおよびニッ スのトラブル情報の掲 載管理要則	根本原因分析に関するもの	8.5.2	根本原因分析実施要則		8.5.3	
文書化された手順	本計画書 関連条項	対象となる文書																																												
文書管理に関するもの	4.2.4	4.2.3項の「全社品質保 証計画書運用要則」に定 められる、室、各本部・ 事業部の要領、細則等																																												
記録の管理に関するもの	4.2.5																																													
不適合管理に関するもの	8.3																																													
是正処置に関するもの	8.5.2																																													
予防処置に関するもの	8.5.3																																													
内部監査に関するもの	8.2.2	監査室 内部監査要則																																												
文書化された手順	本計画書 関連条項	対象となる文書																																												
品質方針に関するもの	5.3	トップマネジメントに係 る品質マネジメントシス テム運用要則																																												
マネジメントレビューに関するもの	5.6																																													
品質目標に関するもの	5.4.1	品質目標策定要則																																												
第三者監査の実施に関するもの	8.2.1	第三者監査運営要則																																												
不適合の公開基準に関するもの	8.3	ニューシアおよびニッ スのトラブル情報の掲 載管理要則																																												
根本原因分析に関するもの	8.5.2	根本原因分析実施要則																																												
	8.5.3																																													

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39)</p>  <p>図 4.2.1：品質マネジメントシステムの文書の構成概念図</p>
<p>(品質管理監督システム基準書) 第五条 廃棄物管理事業者は、品質管理監督システム基準書に、次に掲げる事項を記載しなけれ ばならない。 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項 二 保安活動の計画に関する事項 三 保安活動の実施に関する事項 四 保安活動の評価に関する事項 五 保安活動の改善に関する事項 六 品質管理監督システムの範囲 七 品質管理監督システムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他 参照情報 八 各プロセスの相互の関係</p>	<p>4.2.2 全社品質保証計画書 (本計画書) 社長は次の事項を含む本計画書を作成し、維持する。 a. 品質マネジメントシステムの適用範囲 (適用組織を含む。) b. 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項 c. 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”またはそれら を参照できる情報 d. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</p> <p>4.2.3 全社品質保証計画書運用要則 室、各本部・事業部長は、全社品質保証計画書の効果的な運用を確実に実施するため に必要な事項 (組織および文書体系を含む。) を、室、各本部・事業部ごとに全社品質保 証計画書運用要則として別に定める。 なお、技術本部に適用する全社品質保証計画書運用要則は以下のとおりである。 a. 再処理事業部長が別に定める全社品質保証計画書運用要則を適用 原子力安全に係る品質保証活動に適用するものおよび製品品質に係る品質保証活 動に適用するものうち、輸送に係る業務以外のもの b. 技術本部長が定める全社品質保証計画書運用要則を適用 製品品質に係る品質保証活動に適用するものうち、輸送に係る業務のもの</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則 (文書の管理)</p> <p>第六条 廃棄物管理事業者は、この規則に規定する文書その他の品質管理監督システムに必要な文書（記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。）を管理しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。 二 品質管理監督文書について所要の照査を行い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。 三 品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。 四 改訂のあった品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。 五 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確保すること。 六 外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。 七 廃止した品質管理監督文書が意図して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。 <p>(記録の管理)</p> <p>第七条 廃棄物管理事業者は、この規則に規定する記録その他の要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性のある実施を実証する記録の対象にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に關し、要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。</p>	<p>全社品質保証計画書（改正39）</p> <p>4.2.4 文書管理</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は、文書の種類ではあるが、4.2.5項の要求事項に従って管理する。 (2) 室、各本部・事業部長は、次の活動に必要な管理についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 <ol style="list-style-type: none"> a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 b. 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。 c. 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。 d. 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要なくとも使用可能な状態であることを確実にする。 e. 文書は読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にする。 f. 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 g. 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。 <p>4.2.5 記録の管理</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各職位は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。 (2) 室、各本部・事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に關して必要な管理についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 (3) 各職位は、記録を読みやすく、容易に識別可能で、検索可能なものとする。
<p>第三章 経営責任者の責任 (経営責任者の関与)</p> <p>第八条 経営責任者は、品質管理監督システムの確立及び実施並びにその実効性の維持に指導力及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 品質方針を定めること。 二 品質目標が定められているようにすること。 三 安全文化を醸成するための活動を促進すること。 四 第十七条第一項に規定する照査を実施すること。 五 資源が利用できる体制を確保すること。 六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者（以下「職員」という。）に周知すること。 	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を次の事項によつて示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全および顧客要求事項を満たすことの重要性を組織内に周知する。 b. 品質方針を設定する。 c. 品質目標が設定されることを確実にする。 d. マネジメントレビューを実施する。 e. 資源が使用できることを確実にする。 f. 安全文化を醸成するための活動を促進する。(注) <p>(注) 具体的な要領については、安全・品質本部長が定める「安全文化醸成活動に係る規程」による。</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p> <p>(原子力安全の確保の重視)</p> <p>第九条 経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び特定廃棄物管理施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39)</p> <p>5.2 原子力安全および顧客の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。 また、顧客満足の向上を目指して、顧客要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。</p>
<p>(品質方針)</p> <p>第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにならなければならない。 一 品質保証の実施に係る廃棄物管理事業者の意図に照らし適切なものであること。 二 要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性の維持に責任を持って関与することを規定していること。 三 品質目標を定め、照査するに当たっての枠組みとなるものであること。 四 職員に周知され、理解されていること。 五 妥当性を維持するために照査されていること。 六 組織運営に関する方針と整合的なものであること。</p>	<p>5.3 品質方針 (1) 社長は、品質方針について次の事項を確実にする。 a. 組織の目的に対して適切である。 b. 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c. 関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化醸成に関する事項を含む。 d. 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。 e. 組織全体に伝達され、理解される。 f. 適切性の持続のためにレビューする。 g. 組織運営に関する方針と整合性がとれている。 (2) 安全・品質本部長は、社長が定める品質方針の設定に係る要領等についての文書を、「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」として定める。</p>
<p>(品質目標)</p> <p>第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。 2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p>	<p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、品質目標が設定されていることを確実にする。その品質目標には、策定した安全文化醸成活動の取組みのうち特に重要な事項、業務・施設に対する要求事項および製品要求事項を満たすために必要なものを含める。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。 (3) 安全・品質本部長は、品質目標の策定・管理および品質目標を達成するための具体的な実行計画の策定ならびに管理についての文書を、「品質目標策定要則」として定める。</p>
<p>(品質管理監督システムの計画の策定)</p> <p>第十二条 経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。 2 経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合には、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。</p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および4.1項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則 (責任及び権限) 第十三条 経営責任者は、部門及び職員の仕事の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ、文書化され、周知されなければならない。</p>	<p>全社品質保証計画書（改正39） 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な要領は、「職務規程」および「職務権限規程」による。 さらに規程で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。 各職位は、担当業務に応じて、保安活動の内容を説明する責任を有する。 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。 また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。 安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的事項についての文書を4.2.3項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。</p>																		
<p>(管理責任者) 第十四条 経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者（以下「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。 一 プロセスが確立され、実施され、その実効性が維持されているようにすること。 二 品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。 三 部門において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。</p>	<p>5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、監査室長、安全・品質本部長、濃縮事業部長、埋設事業部長、再処理事業部長、技術本部長および燃料製造事業部長を、表5.5.2に示す各部署の業務に関する管理責任者に任命する。</p> <p>表5.5.2 管理責任者の責任範囲</p> <table border="1" data-bbox="858 280 1161 1003"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>適用される業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査室長</td> <td>監査室の業務</td> </tr> <tr> <td>安全・品質本部長</td> <td>安全・品質本部の業務</td> </tr> <tr> <td>濃縮事業部長</td> <td>濃縮事業部の業務</td> </tr> <tr> <td>埋設事業部長</td> <td>埋設事業部の業務</td> </tr> <tr> <td>再処理事業部長</td> <td>再処理事業部の業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>技術本部の業務（ただし、技術本部輸送管理部の輸送に係る業務を除く）</td> </tr> <tr> <td>技術本部長</td> <td>技術本部輸送管理部に係る業務</td> </tr> <tr> <td>燃料製造事業部長</td> <td>燃料製造事業部の業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 管理責任者は与えられている他の責任とかわりなく次に示す責任および権限をもつ。 a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。 b. 品質マネジメントシステムの実施状況および改善の必要性の有無について社長に報告する。 c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全ならびに顧客要求事項についての認識を高めることを確実にする。</p>	職位	適用される業務	監査室長	監査室の業務	安全・品質本部長	安全・品質本部の業務	濃縮事業部長	濃縮事業部の業務	埋設事業部長	埋設事業部の業務	再処理事業部長	再処理事業部の業務		技術本部の業務（ただし、技術本部輸送管理部の輸送に係る業務を除く）	技術本部長	技術本部輸送管理部に係る業務	燃料製造事業部長	燃料製造事業部の業務
職位	適用される業務																		
監査室長	監査室の業務																		
安全・品質本部長	安全・品質本部の業務																		
濃縮事業部長	濃縮事業部の業務																		
埋設事業部長	埋設事業部の業務																		
再処理事業部長	再処理事業部の業務																		
	技術本部の業務（ただし、技術本部輸送管理部の輸送に係る業務を除く）																		
技術本部長	技術本部輸送管理部に係る業務																		
燃料製造事業部長	燃料製造事業部の業務																		

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p> <p>(プロセス責任者)</p> <p>第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者（以下「プロセス責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>一 プロセス責任者が管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるときに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。</p> <p>四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。</p>	<p>全社品質保証計画書（改正39）</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1項 および8.2.3項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
<p>(内部情報伝達)</p> <p>第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにするとともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。</p>	<p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>(1) 安全・品質改革委員会</p> <p>品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行う。[*]</p> <p>社長は、安全・品質改革委員会の構成、運営等についての具体的な要領は、「安全・品質改革委員会規程」に定める。</p> <p>※社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を出すことができる。</p> <p>(2) 品質・保安会議</p> <p>品質保証活動方針、品質保証活動状況および品質保証活動に係る重要な事項について、品質・保安会議で審議、報告を行う。</p> <p>安全・品質本部長は、品質・保安会議の構成、運営等についての具体的な要領は、「品質・保安会議規程」に定める。</p> <p>(3) 安全委員会</p> <p>保安に関する品質保証に係る事項については、保安規定に定める安全委員会で審議を行う。</p> <p>各事業部長は、安全委員会の構成、運営等についての文書を4.2.3項の各事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。</p> <p>(4) 品質保証連絡会</p> <p>品質保証に係る事項について審議し、一体化した業務推進に向け、各事業部・本部間で連携した品質保証活動を行うため、品質保証連絡会を設置する。</p> <p>安全・品質本部長は、品質保証連絡会の構成、運営等についての具体的な要領は、「品質保証連絡会運営要則」に定める。</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p>	<p>全社品質保証計画書（改正39）</p>
<p>(5) 水平展開検討会 各事業部・本部の不適合および重要な事象に対する事業部・本部間の水平展開を行うため、水平展開検討会を設置する。 安全・品質本部長は、水平展開検討会の構成、運営等についての具体的な要領は、「水平展開検討会運営要則」に定める。 (6) その他内部コミュニケーション 室、各本部・事業部長は、必要に応じて内部コミュニケーションの方法を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であることを確実にするために、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会、品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの運営等についての文書を「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」として定める。 (4) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。</p>
<p>(経営責任者照査) 第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確保するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。 2 廃棄物管理事業者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。 a. 監査の結果（内部監査および第三者監査等を含む。） b. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方および顧客からのフィードバック c. プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）、検査および試験の結果ならびに製品の適合性 d. 安全文化を醸成するための活動の実施状況 e. 関係法令および保安規定の遵守状況 f. 予防処置および是正処置の状況 g. 前までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i. その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等） j. 改善のための提案 マネジメントレビューへのインプットには、安全・品質改革委員会の実施結果が含まれる。</p>
<p>(経営責任者照査に係るプロセス入力情報) 第十八条 廃棄物管理事業者は、次に掲げるプロセス入力情報によって経営責任者照査を行わなければならない。 一 監査の結果 二 特定廃棄物管理施設の外部の者からの意見 三 プロセスの実施状況 四 特定廃棄物管理施設の検査の結果 五 品質目標の達成状況 六 安全文化を醸成するための活動の実施状況 七 関係法令の遵守状況 八 是正処置（不適合（要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況 九 従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置 十 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更 十一 部門又は職員等からの改善のための提案</p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。 a. 監査の結果（内部監査および第三者監査等を含む。） b. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方および顧客からのフィードバック c. プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）、検査および試験の結果ならびに製品の適合性 d. 安全文化を醸成するための活動の実施状況 e. 関係法令および保安規定の遵守状況 f. 予防処置および是正処置の状況 g. 前までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i. その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等） j. 改善のための提案 マネジメントレビューへのインプットには、安全・品質改革委員会の実施結果が含まれる。</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則 (経営責任者照査に係るプロセス出力情報) 第十九条 廃棄物管理事業者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。 一 品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 三 品質管理監督システムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39) 5. 6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。 a. 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善 b. 業務の計画および実施に係わる改善および顧客要求事項に係わる製品の改善 c. 資源の必要性 d. その他、改善が必要な事項</p>
<p>第四章 資源の管理監督 (資源の確保) 第二十条 廃棄物管理事業者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。 い。</p>	<p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 社長は、室、各本部・事業部長が明確にした以下の事項に必要な資源を提供する。 a. 品質マネジメントシステムを実施し、維持する。また、その有効性を継続的に改善する。 b. 原子力安全を達成・維持・向上する。 c. 顧客満足を、顧客要求事項を満たすことにより向上する。</p>
<p>(職員) 第二十一条 廃棄物管理事業者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもってその能力が実証された者を充てなければならない。 一 適切な教育訓練を受けていること。 二 所要の技能及び経験を有していること。</p>	<p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員および製品要求事項への適合に影響がある業務に従事する社員には、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。</p>
<p>(教育訓練等) 第二十二条 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。 二 職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。 三 前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。 四 前号の措置の実効性を評価すること。 五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の用途を認識しているようにすること。 六 職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p>6.2.2 力量、教育、訓練および認識 各職位は、以下の事項を実施する。 また、室、各本部・事業部長は、必要な力量の設定および必要な力量が持てるようにするために教育・訓練についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 a. 原子力安全の達成に影響がある業務および製品要求事項への適合に影響がある業務に従事する社員(管理責任者を含む。)に必要な力量を明確にする。 b. 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができようように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。 c. 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。</p>
<p>(業務運営基盤) 第二十三条 廃棄物管理事業者は、保安のために必要な業務運営基盤(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。)を明確にして、これを維持しなければならない。</p>	<p>6.3 インフラストラクチャー 各職位は、職制規程、職務権限規程または保安規定に基づき、原子力安全の達成および製品要求事項への適合を達成するうえで必要なインフラストラクチャーを明確にし、提供し、かつ、維持する。</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則 (作業環境)</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39)</p>
<p>第二十四条 廃棄物管理事業者は、保安のために必要な作業環境を明確にし、これを管理監督しなければならない。</p>	<p>6.4 作業環境 各職位は、原子力安全および製品要求事項への適合を達成するために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</p>
<p>第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (個別業務に必要なプロセスの計画) 第二十五条 廃棄物管理事業者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。 2 廃棄物管理事業者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。 3 廃棄物管理事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。 一 個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項 二 所要のプロセス、品質管理監督文書及び資源であって、個別業務又は特定廃棄物管理施設に固有のもの 三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）であって、当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に固有のもの及び個別業務又は特定廃棄物管理施設の適否を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。） 四 個別業務又は特定廃棄物管理施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録 4 廃棄物管理事業者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。 (個別業務等要求事項の明確化)</p>	<p>7. 業務の計画、実施および製品実現 7.1 業務の計画および製品実現の計画 各職位は、業務に必要なプロセスおよび製品実現に必要なプロセスを計画して、構築する。 (1) 各職位は、業務の計画および製品実現の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。 (2) 各職位は、業務の計画および製品実現の計画に当たっては、次の事項を明確にする。 a. 業務・施設および製品に対する品質目標および要求事項 b. 業務・施設および製品に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性 c. その業務・施設および製品のための検証、妥当性確認、監視、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準 d. 業務・施設および製品実現のプロセスおよびその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (3) 各職位は、この計画のアウトプットを、組織の運営方法に適した形式とする。</p>
<p>第二十六条 廃棄物管理事業者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。 一 特定廃棄物管理施設の外部の者が明示してはならないものの、個別業務又は特定廃棄物管理施設に必要な要求事項であって既知のもの 二 関係法令のうち、当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に関するもの 三 その他廃棄物管理事業者が明確にした要求事項</p>	<p>7.2 業務・施設に関する要求事項に関するプロセスおよび顧客関連のプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化および製品に関連する要求事項の明確化 各職位は、次の事項を明確にする。 a. 業務・施設および製品に適用される法令・規制要求事項 b. 明示されていないが、業務・施設に不可欠な要求事項 c. 顧客が規定した要求事項。これには引渡しおよび引渡し後の活動に関する要求事項を含む。 d. 顧客が明示してはならないが、指定された用途または意図された用途が既知である場合、それらの用途に応じた要求事項 e. 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p> <p>(個別業務等要求事項の照査)</p> <p>第二十七条 廃棄物管理事業者は、個別業務の実施又は特定廃棄物管理施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項の照査を実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>一 当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>二 当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、当該相違点が説明されていること。</p> <p>三 廃棄物管理事業者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、第一項の照査の結果に係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにしなければならない。</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39)</p> <p>7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビューおよび製品に関連する要求事項のレビュー 原子力安全に係る業務・施設に対する要求事項のレビューについては(1)～(5)項に、また、製品に関連する要求事項のレビューについては(6)～(10)項を示す。</p> <p>(1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する業務を行う前に実施する。</p> <p>(2) 各職位は、レビューでは次の事項を確実にする。</p> <p>a. 業務・施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b. 業務・施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c. 定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) 各職位は、このレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。</p> <p>(4) 各職位は、業務・施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、その要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 各職位は、業務・施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>(6) 各職位は、製品に関連する要求事項をレビューする。このレビューは、当社が顧客に製品を提供することについてのコミットメントをする前に実施する。</p> <p>(7) 各職位は、次の事項について確実にする。</p> <p>a. 製品要求事項が定められている。</p> <p>b. 契約または注文の要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c. 定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(8) 各職位は、このレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。</p> <p>(9) 各職位は、顧客がその要求事項を書面で示さない場合には、顧客要求事項を受諾する前に確認する。</p> <p>(10) 各職位は、製品要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p>
---	---

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法 及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p> <p>(特定廃棄物管理施設の外部の者との情報の伝達) 第二十八条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39)</p> <p>7.2.3 外部および顧客とのコミュニケーション 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るために、表7.2.3.1に示す方法で情報収集および意見交換を行う。 また、製品に関して顧客とのコミュニケーションを図るために、表7.2.3.2に示す方法で情報収集および意見交換を行う。</p> <p>表7.2.3.1 方法および情報内容</p> <table border="1" data-bbox="475 331 657 1093"> <thead> <tr> <th>方法</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制当局への説明</td> <td>事業変更許可申請、設計及び工事の方 法の認可申請および保安規定申請の変 更等に関する情報</td> </tr> <tr> <td>保安検査官との意見交換等</td> <td>保安に関する情報</td> </tr> <tr> <td>保安検査の受検</td> <td>保安検査結果に関する情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>表7.2.3.2 方法および情報内容</p> <table border="1" data-bbox="715 331 916 1093"> <thead> <tr> <th>方法</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気事業連合会等の委員会・WG への出席</td> <td>a. 製品情報 b. 引き合い、契約もしくは注文、ま たはそれらの変更 c. 苦情を含む顧客からのフィードバ ック</td> </tr> <tr> <td>契約等に基づく顧客との会合等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	方法	情報内容	規制当局への説明	事業変更許可申請、設計及び工事の方 法の認可申請および保安規定申請の変 更等に関する情報	保安検査官との意見交換等	保安に関する情報	保安検査の受検	保安検査結果に関する情報	方法	情報内容	電気事業連合会等の委員会・WG への出席	a. 製品情報 b. 引き合い、契約もしくは注文、ま たはそれらの変更 c. 苦情を含む顧客からのフィードバ ック	契約等に基づく顧客との会合等	
方法	情報内容														
規制当局への説明	事業変更許可申請、設計及び工事の方 法の認可申請および保安規定申請の変 更等に関する情報														
保安検査官との意見交換等	保安に関する情報														
保安検査の受検	保安検査結果に関する情報														
方法	情報内容														
電気事業連合会等の委員会・WG への出席	a. 製品情報 b. 引き合い、契約もしくは注文、ま たはそれらの変更 c. 苦情を含む顧客からのフィードバ ック														
契約等に基づく顧客との会合等															
<p>(設計開発計画) 第二十九条 廃棄物管理事業者は、設計開発(特定廃棄物管理施設に必要な要求事項を考慮し、特定廃棄物管理施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。 2 廃棄物管理事業者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならぬ。 一 設計開発の段階 二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認 三 設計開発に係る部門及び職員(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限 3 廃棄物管理事業者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理監督しなければならない。 4 廃棄物管理事業者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に 応じ適切に更新しなければならない。</p>	<p>7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (1) 各職位は、各施設または製品の設計・開発の計画を策定し、管理する。 (2) 各職位は、各施設または製品の設計・開発の計画において次の事項を明確にする。 a. 設計・開発の段階 b. 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認 c. 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限 (3) 各職位は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、各施設または製品の設計・開発に関するグループ間のインタフェースを運営管理する。 (4) 各職位は、各施設または製品の設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p>														

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p> <p>(設計開発に係るプロセス入力情報)</p> <p>第三十条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る特定廃棄物管理施設に係る要求事項 二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発へのプロセス入力情報として適用可能なもの 三 関係法令 四 その他設計開発に必須の要求事項 <p>2 廃棄物管理事業者は、設計開発に係るプロセス入力情報について、その妥当性を照査し、承認しなければならない。</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39)</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 各職位は、各施設または製品の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには次の事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 意図した使用方法に応じた機能および性能に関する要求事項 b. 適用される法令・規制要求事項 c. 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報 d. 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 <p>(2) 各職位は、これらのインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することのないものとする。</p>
<p>(設計開発に係るプロセス出力情報)</p> <p>第三十一条 廃棄物管理事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、設計開発に係るプロセス入力情報と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合するものであること。 二 調達、個別業務の実施および特定廃棄物管理施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。 三 適否決定基準を含むものであること。 四 特定廃棄物管理施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該特定廃棄物管理施設の特性を規定しているものであること。 	<p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 各職位は、各施設または製品の設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 各職位は、各施設または製品の設計・開発からのアウトプットは次の状態にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b. 調達、業務の実施および施設の使用ならびに製造・サービス提供に対して適切な情報を提供する。 c. 関係する検査および試験ならびに製品の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。 d. 安全な使用および適正な使用に不可欠な各施設および製品の特性を明確にする。
<p>(設計開発照査)</p> <p>第三十二条 廃棄物管理事業者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査（以下「設計開発照査」という。）を実施しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。 二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。 <p>2 廃棄物管理事業者は、設計開発照査に、当該照査の対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を加えなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 各職位は、各施設または製品の設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b. 問題を明確にし、必要な措置を提案する。 <p>(2) 各職位は、レビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p>	<p>全社品質保証計画書（改正39）</p>
<p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十三条 廃棄物管理事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報に当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならぬ。この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならぬ。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項の検証の結果の記録（当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせるはならぬ。</p>	<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 各職位は、各施設または製品の設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またははグループが実施する。</p>
<p>(設計開発の妥当性確認)</p> <p>第三十四条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該特定廃棄物管理施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該特定廃棄物管理施設の設置の後でなければ設計開発妥当性確認を行うことができない場合においては、当該特定廃棄物管理施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十五条 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が特定廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価（当該特定廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含むものとしなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理事業者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録（当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 各職位は、結果として得られる各施設または製品が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、各施設の使用前または製品の引渡しまたは提供の前、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 各職位は、妥当性確認の結果の記録があればその記録を維持する。</p>
<p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十五条 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が特定廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価（当該特定廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含むものとしなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理事業者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録（当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 各職位は、各施設または製品の設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。</p> <p>(2) 各職位は、変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 各職位は、各施設の変更のレビューには、その変更が、当該の各施設を構成する要素および関連する各施設に及ぼす影響の評価（施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。また、製品の設計・開発の変更のレビューには、その変更が、製品を構成する要素および既に引き渡されている製品に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 各職位は、変更のレビューの結果の記録があればその記録を維持する。</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p> <p>(調達プロセス)</p> <p>第三十六条 廃棄物管理事業者は、外部から調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が個別業務又は特定廃棄物管理施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、調達物品等要求事項に従って、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理事業者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理事業者は、第三項の評価の結果に係る記録（当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>6 廃棄物管理事業者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の廃棄物管理事業者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならない。</p>	<p>全社品質保証計画書（改正39）</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。室、各本部・事業部長は、調達プロセスに関する管理についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。</p> <p>(2) 各職位は、供給者および調達製品に対する管理の方式と程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。また、<u>調達製品がその後の製品実現のプロセスまたは最終製品に及ぼす影響に応じて定める。</u></p> <p>(3) 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価および再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 各職位は、評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。</p> <p>(5) 各職位は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法および他の組織と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p>
<p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十七条 廃棄物管理事業者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 安全文化を醸成するための活動に関する必要事項</p> <p>六 その他調達物品等に関し必要事項</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。</p>	<p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 各職位は、調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>a. 製品、手順、プロセスおよび設備の確認に関する要求事項</p> <p>b. 要員の適格性確認に関する要求事項</p> <p>c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d. 不適合の報告および処理に関する要求事項</p> <p>e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要事項</p> <p>f. その他調達物品等に関し必要事項</p> <p>(2) 各職位は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(3) 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>
<p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十八条 廃棄物管理事業者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を、前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。</p>	<p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 各職位は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 各職位は、供給者先で検証を実施することにした場合 <u>または顧客が、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</u></p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p> <p>(個別業務の管理)</p> <p>第三十九条 廃棄物管理事業者は、個別業務を、次に掲げる管理条件（個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。）の下で実施しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 二 手順書が利用できる体制にあること。 三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。 六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。 	<p>全社品質保証計画書（改正39）</p> <p>7.5 業務の実施および製造・サービス提供</p> <p>7.5.1 業務の管理、製造およびサービス提供の管理</p> <p>各職位は、業務を管理された状態を実施する。また、製造およびサービス提供を計画し、管理された状態で実行する。管理された状態には、該当する次の状態を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 原子力安全との関わりを述べた情報および製品の特性を述べた情報が利用できる。 b. 必要に応じて、作業手順が利用できる。 c. 適切な設備を使用している。 d. 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。 e. 規定された監視および測定が実施されている。 f. 業務または製品のリリース、顧客への引渡しおよび引渡し後の活動が規定されたとおり実施されている。
<p>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)</p> <p>第四十条 廃棄物管理事業者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができるときを、妥当性確認によって実証しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該プロセスの照査及び承認のための判定基準 二 設備の承認及び職員 の 適格性の確認 三 方法及び手順 四 第七条に規定する記録に係る要求事項 五 再度妥当性確認（個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことをいう。） 	<p>7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認および製造・サービス提供に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 各職位は、業務の実施の過程および製造・サービス提供の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセス、およびその製造・サービス提供の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセス、製品が使用され、またはサービスが提供されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち適用できるものを含んだ手続を確立する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準 b. 設備の承認および要員の適格性確認 c. 所定の方法および手順の適用 d. 記録に関する要求事項 e. 妥当性の再確認
<p>(識別)</p> <p>第四十一条 廃棄物管理事業者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び特定廃棄物管理施設を識別しなければならない。</p> <p>(追跡可能性の確保)</p> <p>第四十二条 廃棄物管理事業者は、追跡可能性（履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は特定廃棄物管理施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。</p>	<p>7.5.3 識別およびトレースability</p> <p>(1) 各職位は、必要な場合には、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務・施設を、製品にあつては製品実現の全過程において適切な手段で製品を識別する。</p> <p>(2) 各職位は、監視および測定 の 要求事項に関連して、業務・施設および製品の状態を識別する。</p> <p>(3) 各職位は、トレースabilityが要求事項となっている場合には、業務・施設および製品について一意の識別を管理し、記録を維持する。</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法 及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39)</p>
<p>(特定廃棄物管理施設の外部の物品) 第四十三条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7.5.4 組織外の所有物および顧客の所有物 (知的所有権も含む) 各職位は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。 また、各職位は、顧客の所有物について、それが組織の管理下にある間、または組織がそれを使用している間は、注意を払う。各職位は、使用するためまたは製品に組み込むために提供された顧客の所有物の識別、検証および保護・防護を実施する。顧客の所有物を紛失、損傷した場合は使用には適さないとわかった場合には、顧客に報告し、記録を維持する。</p>
<p>(調達物品の保持) 第四十四条 廃棄物管理事業者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持 (識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。) しなければならない。</p>	<p>7.5.5 調達製品の保存および製品の保存 各職位は、調達製品の検証後、受入れから据付け (使用) までの間、調達製品を適合した状態のまま保存する。この保存には、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。 また、各職位は、内部処理から指定納入先への引渡しまでの間、製品を適合した状態のまま保存する。この保存には、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、製品を構成する要素にも適用する。</p>
<p>(監視測定のための設備の管理) 第四十五条 廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。 2 廃棄物管理事業者は、監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。 3 廃棄物管理事業者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。 一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準 (当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。) まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされるよう、識別されていること。 二 所要の調整又は再調整がなされていること。 三 校正の状態が無効となるよう、識別されていること。 四 監視測定の結果が無効とする操作から保護されていること。 五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 4 廃棄物管理事業者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。 5 廃棄物管理事業者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は特定廃棄物管理施設について、適切な措置を講じなければならない。 6 廃棄物管理事業者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。 7 廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。</p>	<p>7.6 監視機器および測定機器の管理 (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項への適合性および定められた要求事項に対する製品の適合性を実証するために、実施すべき監視および測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。 (2) 各職位は、監視および測定要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。 (3) 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 a. 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。 b. 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。 c. 校正の状態が明確にできる識別をする。 d. 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e. 取扱い、保守、保管において、損傷および劣化しないように保護する。 (4) 各職位は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。 (5) その機器および影響を受けた業務・施設および製品すべてに対して、適切な処置をとる。 (6) 校正および検証の結果の記録を維持する。 (7) 各職位は、規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使用する場合は、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法 及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p> <p>第六章 監視測定、分析及び改善 (監視測定、分析及び改善)</p> <p>第四十六条 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し(適用する検査試験の方法(統計学的方法を含む。))及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。)、実施しなければならない。</p> <p>一 個別業務等要求事項への適合性を実証すること。 二 品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。</p> <p>(特定廃棄物管理施設の外部の者からの意見)</p> <p>第四十七条 廃棄物管理事業者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する特定廃棄物管理施設の外部の者の意見を把握しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。</p>	<p>全社品質保証計画書(改正39)</p> <p>8. 評価および改善 8.1 一般 (1) 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画(適用する検査試験の方法(統計学的方法を含む。))および当該方法の適用の範囲の明確化を含む。)、し、実施する。 a. 業務・施設に対する要求事項および製品要求事項への適合を実証する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確保する。 c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8.2 監視および測定 8.2.1 原子力安全の達成および顧客満足 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関し外部がどのように受けとめているかについての情報、顧客要求事項を満足しているかどうかに関して顧客がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を定める。 また、品質マネジメントシステムの適合性、有効性の客観的な評価等を受けることを目的として必要に応じて第三者監査を受ける。監査室長は、<u>第三者監査の実施に係る具体的な事項についての文書を「第三者監査運営要則」として定める。</u></p>
<p>(内部監査)</p> <p>第四十八条 廃棄物管理事業者は、品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門又は特定廃棄物管理施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。</p> <p>一 個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。 二 実効性のある実施及び維持がなされていること。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、内部監査の対象となるプロセス、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理事業者は、内部監査を行う職員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理事業者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。</p> <p>6 廃棄物管理事業者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。</p> <p>7 廃棄物管理事業者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。</p>	<p>8.2.2 内部監査 (1) 監査室長は、本計画書に基づく業務全体について、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかどうかを明確にするため、年1回以上、客観的な評価を行う部門または外部の組織により内部監査を実施する。 なお、監査室長が実施する内部監査は、室、各本部・事業部長が実施する業務を対象とする。 a. 品質マネジメントシステムが、業務の計画および個別製品の実現の計画に適合しているか、2.2項の適用規格および規則の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 b. 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 (2) 監査室長は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態と重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 a. 監査の基準、範囲、頻度および方法を規定すること。 b. 監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保すること。 c. 監査員は自らの業務は監査しないこと。 (3) 監査室長は、監査の計画および実施ならびに記録の作成および結果の報告について、その責任および権限ならびに要求事項についての文書を「監査室 内部監査要則」として定める。 (4) 監査室長は、監査およびその結果の記録を維持する。(4.2.5項参照)</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39)</p>
<p>(プロセスの監視測定) 第四十九条 廃棄物管理事業者は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならぬ。 2 廃棄物管理事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができなければならない。 3 廃棄物管理事業者は、第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合には、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p>	<p>(5) 監査された領域に責任を持つ各職位は、発見された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく処置がとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視および測定 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。 (2) 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 (3) 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、業務・施設および製品に対する要求事項の適合性を確保するために適切に修正および是正処置をとる。</p>
<p>(特定廃棄物管理施設に対する検査試験) 第五十条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設が要求事項に適合していることを検証するために、特定廃棄物管理施設に対して検査試験を行わなければならない。 2 廃棄物管理事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。 3 廃棄物管理事業者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。 4 廃棄物管理事業者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。 5 廃棄物管理事業者は、個別業務計画に基づく検査試験を支援なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。 6 廃棄物管理事業者は、個別業務及び特定廃棄物管理施設の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。</p>	<p>8.2.4 検査および試験ならびに製品の監視および測定 (1) 各職位は、各施設の要求事項が満たされていることを検証するために、各施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。 (2) 各職位は、検査および試験要員の独立の程度を定める。 (3) 各職位は、合否判定基準への適合の記録を維持する。記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を記録する。 (4) 各職位は、業務の計画で決めた検査および試験が完了するまでは当該施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。 (5) 各職位は、製品要求事項が満たされていることを検証するために、製品の特性を監視し、測定する。監視および測定は、個別製品の実現の計画に従って、製品実現の適切な段階で実施する。 (6) 各職位は、合否判定基準への適合の記録を維持する。記録には、リリースを正式に許可した人を明記する。 (7) 各職位は、個別製品の實現の計画で決めたことが問題なく完了するまでは、製品のリリースおよびサービス提供は行わない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したとき、および該当する場合に顧客が承認したときは、この限りではない。</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法 及びその検査のための組織の技術基準に関する規則 (不適合の管理)</p> <p>第五十一条 廃棄物管理事業者は、要求事項に適合しない個別業務又は特定廃棄物管理施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は特定廃棄物管理施設を識別し、これが管理されているようにしなければならぬ。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならぬ。</p> <p>一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>二 個別業務の実施、特定廃棄物管理施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>三 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を講ずること。</p> <p>4 廃棄物管理事業者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理事業者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。</p>	<p>全社品質保証計画書（改正39）</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、製品にあっては製品要求事項に適合しない製品が誤って使用されたり、または引き渡されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>室、各本部・事業部長は、不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。</p> <p>(2) 各職位は、該当する場合には、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a. 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b. 当該の権限をもつ者、および該当する場合は顧客が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）もしくは出荷、または合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c. 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</p> <p>d. 各職位は、外部への引渡し後または業務の実施後もしくは製品の使用開始後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 各職位は、不適合の性質の記録および、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。</p> <p>(4) 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合性を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、原子力安全の向上を図る観点から、公開の基準についての文書を「ニューシニアおよびニックスへのトラブル情報の掲載管理要則」として定め、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシニア）へ登録することにより、公開する。</p>
<p>(データの分析)</p> <p>第五十二条 廃棄物管理事業者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。</p> <p>一 第四十七条第二項の規定による方法により収集する特定廃棄物管理施設の外部の者からの意見</p> <p>二 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>三 プロセス、特定廃棄物管理施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>四 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、8.2項の監視および測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の該当する情報源からのデータを含む。</p> <p>(2) 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方および顧客満足</p> <p>b. 業務・施設に対する要求事項への適合および製品要求事項への適合</p> <p>c. 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスと各施設および製品の、特性および傾向</p> <p>d. 供給者の能力</p>

<p>特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法 及びその検査のための組織の技術基準に関する規則 (改善)</p> <p>第五十三条 廃棄物管理事業者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、分析、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならぬ。</p>	<p>全社品質保証計画書 (改正39)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p>
<p>(是正処置)</p> <p>第五十四条 廃棄物管理事業者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならぬ。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的原因を究明するために「根本原因分析」という。)を、手順を確立した上で、行わなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 不適合の照査 二 不適合の原因の明確化 三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価 四 所要の是正処置(文書の更新を含む。)の明確化及び実施 五 是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録 六 講じた是正処置及びその実効性についての照査 	<p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に見合うものとする。 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 不適合(顧客からの苦情を含む)のレビュー b. 不適合の原因の特定 c. 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 d. 必要な処置の決定および実施 e. とった処置の結果の記録 f. とった是正処置の有効性のレビュー <p>なお、安全・品質本部長は、不適合の原因の特定に当たって必要に応じて実施する根本原因分析についての文書を「根本原因分析実施要則」として定めるとともに、不適合の再発防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文書を4.2.3項の安全・品質本部長の全社品質保証計画書運用要則に定める。</p>
<p>(予防処置)</p> <p>第五十五条 廃棄物管理事業者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならぬ。この場合において、自らの特定廃棄物管理施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならぬ。</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、次に掲げる要求事項(根本原因分析に係る要求事項を含む。)を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 起こり得る不適合及びその原因の明確化 二 予防処置の必要性の評価 三 所要の予防処置の明確化及び実施 四 予防処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録 五 講じた予防処置及びその実効性についての照査 	<p>8.5.3 予防処置</p> <p>(1) 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子力事業者と共有することを含む。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に見合ったものとする。</p> <p>(3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 起こり得る不適合およびその原因の特定 b. 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c. 必要な処置の決定および実施 d. とった処置の結果の記録 e. とった予防処置の有効性のレビュー <p>なお、安全・品質本部長は、a項の活動において必要に応じて実施する根本原因分析についての文書を「根本原因分析実施要則」として定めるとともに、不適合の未然防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文書を4.2.3項の安全・品質本部長の全社品質保証計画書運用要則に定める。</p>

2. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画 (1/2)

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容	
	当社	調達先		(設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	記録等
設計	<pre> graph TD A[要求事項の明確化] --> B[詳細設計] B --> C[調達先による設計実施] </pre>		○	<p>業務実績又は業務計画</p> <p>設計主管課長は, 設計要求事項検討表を作成し, 設備の設計へのインプット (要求事項) を明確にし, その適切性をレビューし, 承認した。</p> <p>設計主管課長は, 設計へのインプット (要求事項) に対する設計を実施し, 設計の結果が設計へのインプット (要求事項) を満たすか設計レビューにより評価した。</p> <p>設計主管課長は, 設計に係る調達要求事項を仕様書として作成し, 設計の結果が仕様書に含まれていることを検証し, 承認した。</p> <p>設計主管課長は, 調達先から提出される設計の結果を検証し, 承認した。</p> <p>【再処理事業部 設計管理要領】 【再処理事業部 調達管理要領】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計要求事項検討表 設計要求事項検討表 仕様書 検証記録 設計図書等

2. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画 (2/2)

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
	当社	調達先		業務実績又は業務計画	記録等
設計			○	業務実績又は業務計画 ・設計主管課長は, 設計図書等と設工認図書との照合・審査を行い, 設工認申請した。 【再処理事業部 設計管理要領】	記録等 設工認図書照合記録
工事及び検査			△	・設計主管課長は, 製作・据付に係る調達要求事項を仕様書として作成し, 設計の結果が仕様書に含まれていることを検証し, 承認する。 ・工事担当課長は, 調達先から提出される工場での製作及び現地での据付工事の計画を承認し, 工事を実施する。 【再処理事業部 設計管理要領】 【再処理事業部 調達管理要領】 【再処理事業部 製作および据付・施工管理要領】	・仕様書 ・工事計画書 ・検証記録
			△	・設計主管課長は, 検査要領書を定め, これに従い調達先等が実施する検査記録が妥当であることを確認し, 承認する。 【再処理事業部 設計管理要領】 【再処理事業部 調達管理要領】 【再処理事業部 検査および試験管理要領】	・検査要領書 ・妥当性確認の結果の記録

(3) 廃棄物管理事業変更許可 申請書との対応

廃棄物管理事業変更許可申請書との対応

廃棄物管理事業変更許可申請書（許可：平成 15 年 12 月 8 日）から設工認申請書に反映する内容を以下に示す。

No.	廃棄物管理事業変更許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付書類
1	廃棄物管理施設内のケーブル、電源盤等の材料は、可能な限り不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。	7	5-1-1, 5-7-17
2	廃棄物管理施設の耐震設計上の重要度を、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から重要度に応じた耐震設計を行う。 Cクラス：一般産業施設と同等の安全性を保持すればよいもの。	7	5-1-1, 5-1-13
3	安全上重要な施設は、それらの安全機能を確認するために、必要に応じ、安全機能を損なうことなく適切な方法により試験及び検査ができるように設計する。(注1)	10	5-1-3
4	安全上重要な施設は、それらの安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるように設計する。(注1)	10	5-1-3
5	廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電源として、外部電源系統及び予備電源系統を有する設計とする。	27	5-7-17

注 1：安全機能を有する施設に対しても反映する。